

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、8番眞砂幸光委員・9番田中錦也委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和7年9月25日開催の第10回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係20件につきましては、令和7年10月16日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第7回常設審議委員会が10月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

令和7年度関東ブロック女性農業委員等研修会が10月23日に千葉県千葉市の千葉県教育会館で開催され、伏田委員が出席されました。

令和7年度西部農村女性会議第2回役員会が高崎市の群馬県高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が出席されました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請審議について（保留分）を議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第5条（保留分）の申請は、議案書1ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

8番。

8番委員 これは、保留分というのは、こちらの地図はつけてくれなかったのですね。9月分にあるからと。

事務局　そうですね、はい。

8番委員　私は分かると思いますけれども、あと班長さんは分かると思いますけれども、ほかの人たちは、正直分からないということだと思います。

ちょっとでは先ほどの繰り返しになるところもあるかもしれませんが、説明させていただきます。この番号1番、農地法第5条の1番の〇〇、こちらのほうは、先ほど申し上げたとおりいろいろ土地をかき混ぜてあります。なぜか〇〇のほうはかき混ぜてありません。ただ、その横のこれは農業委員会ではないのですが、この山林のほうはかき混ぜてあります。一応この土地の取り巻く状況なのですけれども、太陽光の発電用地、これの環境状況なのですけれども、開発する下のほう、100mぐらいのところ。安中市の災害対応ガイドブック、令和3年の5月で各家庭に配られておりますそのガイドブックなのですけれども、土砂災害警戒区域、群青色、地滑り、土石流、崖崩れ警戒地域です。それから、その下にはすぐ続いて土砂災害特別警戒区域、赤色、崖崩れ、土石流の警戒区域というような急斜面の農地、山林の土地であり、災害警戒指定地となっております。このため、県道が下に走っておるのですけれども、この県道のところにはこの〇〇から下のところから大体100mぐらい行くと、ずっと〇〇寄りまで続けて大体沢が終わって谷が終わるという関係で、1kmぐらい土砂災害のコンクリート擁壁が造ってあります。それは市役所の方も多分ご存じだと思うのですけれども、こういうようなところ。それから、先ほども話の途中で、こちらのほうに総会のほうに移ったのですけれども、許可申請農地は、先ほども言ったように農地内の立ち木を伐採してあります。それから、大型機械を導入して作業道の整地、それから立ち木の粉碎作業が実施されて、その立ち木の粉碎されたものは農地の一番下部のほうに山積みになっています。この農地は地肌がむき出しとなっております、この土地が実は関東ローム層です。赤土で堆積された関東ローム層でございます。このため急斜面地域から災害危険性が高い地域の違法な、あえて違法と言わせてもらいますけれども、違法の開発行為に対しての地域住民からの不安の声が上がっております。そして、令和5年の10月に改正になっています、安中市の条例、農地の関係するところには市民の良好な生活環境を保全し、安心安全な生活を確保するのも農業委員会の大きな役割というようなニュアンスで書いてあります。ぜひこういった住んでいる住民が非常に不安に思う事柄に対しては、改めて私は反対とさせていただきます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 いろいろ今日はヒアリングがあるというので、先月の分の資料を持ってきたのですが、この図面、私も全部チェックしたのですが、一つはこの左下の表でちょっと間違っていると思うのです。これパネルと空き地が流出係数が1と0.6でやっているのですけれども、流出係数0.6は空き地だけではなくて、調整池も考えなければいけないのだから、調整池は流出係数が1です。細かいことを言って申し訳ないのですけれども。こういうのを事務局でちゃんとチェックして書き直させなければ駄目だと。そして、あとこの図面の右下、これは多分県土木を意識して、今回の農地転用に当たり、以下の①から⑦のいずれの工事も行いませんという文章なのです。切土、盛土、盛土、切土、いわゆる土地の形質の変更、盛土高さが1mを越す崖を生ずるものです。切土であれば2m、盛土で高さが2m超、崖になるものです。細かく書いてあるのですが、私が現地に行った限り、伐根のところはこれに抵触しています。誰が見ても抵触しています。それと、この地形が単一斜面なのですが、雨が降ったら全部一時的にこの調整池に入るのしょうけれども、このトレンチ部分、これには南側のトレンチにはあんまり入らずに、ほとんど雨水なんてのは等高線に直行するように流れるわけですから、全部こっちの谷川の側溝に流れるわけです。ですから、結果的にこのトレンチの容量が足りるかどうかなんてのはかなり微妙な問題です。この流出量が、降雨強度が64.8mm、毎時です。これが降ったときにこっちの谷川のほうのトレンチに全部集中するのです。誰が見ても。等高線に直行して流れるわけですから、雨水は。そこのトレンチはあふれ出る危険性があるわけです。だから、その辺までちゃんと検討したのかどうか。トレンチはあくまでも調整池より浅いですし、30cmしか深くないのです。だから、こういうのをこういう急斜面で慎重に検討した結果がこれなのかどうかというのは、ヒアリングで私チェックしたかったのですが、本人来ないので、どうしようもないので。だから、もう会長言われるように、日本にはとてもいい文書があるのです。いわゆる始末書です。日本には始末書というのを書けばそれでオーケーになってしまうのです。でも、しょうがないので、この際は始末書を書かせて、この形質変更をしたというのを認めさせた上で話を進めたらいかかなと私は思っています。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

はい、8番。

8番委員 一つ付け加えていいですか。先ほど総会の中で、総会の前にも言ったのですが、この書面、日付、それから西部農業事務所、誰に聞いたのか。それから、どこの文書の第何条の何章何項に書いてあるか、そこまで書いてください。それでないと、例えば私たちが家に帰って、では本当にこんなことが書いてあるのかなと思ったときに、検索できないです。あの人がこんな感じで言ったのだよとか、そんな感じでは言わなかったのだよと。先ほどもあったように、私が10月3日の日にここへ来て話したニュアンスと会長なり事務局が捉えているニュアンスが違う、そういったものです。私はちゃんと言いましたといっても、相手の人からすると、いや、そんなふうには聞こえなかったよと言われてればそれまでです。ですから、この点についてはきちんとした文書を作ってください。

議 長 事務局。

事務局 8番委員さんのご意見にお答えさせていただきます。

まず、こちらの西部農業事務所のどの者に、どの方に問合せをしたかということも調べさせていただいて回答させていただきます。また、日付につきましても、今回意図的に入れなかったというわけではなくて、漏れていたということもありますので、入れたものをお示しさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。

8番委員 一つだけ。

議 長 簡潔をお願いします。

8番委員 簡潔です。2つだけです。この話ししているうちにすぐ終わりますから。一応10月6日の〇〇地区の区長会議、この中でこの件については話を共有させていただきました。それから、10月13日に市長が参加する地域向上ミーティング、この中でも市長なり副市長のほうにこの話をしてあります。一応内容のほうはそんなことになります。

以上です。

議 長 それでは、お諮りします。

議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第3条の申請は、議案書2ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第2号、農地法第3条の1番と3番。1番は非常にきれいに整地されております。すぐにいろいろなものが作れるようになっております。

それと、3番です。これは〇〇で、これが①と②に分かれていて、3番の①が〇〇の〇〇というところでは、現在、水稲は栽培されております。

それと、②番のほうが、これは〇〇分で、17番さんに一応これはやってもらいたいだけけれども、私がちょっと足を伸ばしてここを一緒に見てきました。よろしいですか。では、私のほうからこれも説明いたします。非常にきれいに耕作されて、もう刈り取りが終わっています。受け人が同じ人ですので、一応大丈夫だということで、農地法第3条ですので問題はないと思いますので、審議の対象にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号の農地法第3条の関係の4番になります。これを見てき

たのですけれども、住宅地と隣接してしまっていて、面積も非常に小さいので、家庭菜園程度で今現在作っております、ネギ、里芋ですか、っております。特に問題はないと思います。審議の参考にしてもらえればと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第2号、農地法第3条の許可申請の2番です。申請地は〇〇、〇〇50m先の南側に当たります。この土地は荒地であり、〇〇、〇〇が購入して田んぼとして作るため、特に問題ありません。
以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第2号、農地法第3条の申請です。5番の申請になります。受け人の方は、農家の2代目というか跡継ぎでございまして、農地の確保状況を見ていただくと分かるのですが、大勢というかいっぱい持っていて、これから農業をすることなので、耕作面積はゼロになっています。機械もありますし、問題はないと思います。
以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 議案第2号、農地法第3条の7番です。全部で10筆ぐらいあります。それで、そのうちの上から4筆ぐらいは〇〇という〇〇の社屋の裏辺りのところなのですが、きれいに草が刈られていまして、何かこれから作るのかなという雰囲気があります。
ほかの6筆は、もう草ぼうぼうで、今のところ何も作っていないのですが、本人と〇〇とのやり取りで、いわゆる世間でいう生前贈与ということなのでしょうか、〇〇は、この人、〇〇なのですけれども、何とか一生懸命農業をやってもらいたいという希望がありますが、農地としては、皆、割といいところです。
以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第2号、農地法第3条の3番は、先ほど4番委員さんが説明してくれましたので、割愛させていただきます。

6番の案件になります。こちらは〇〇という方が、〇〇が〇〇の大きな農家のところに嫁いでおられて、〇〇と〇〇がその機械を借りてこちらで新規就農されるということですので、農業委員会としても応援したい案件になります。

審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番から7番の3件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 10月21日に実施されました申請面積1,000平米以上の申請、農地法第5条申請9件ですが、現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の16件及び議案書5ページ記載の計画変更1件の計17件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

7番。

7番委員 7番です。現地確認をしてきた報告をさせていただきます。〇〇の〇〇という地域のところなのですけれども。

議長 何番だか言ってください。

7番委員 議案第3号の農地法第5条、一番下のほうです。

議長 番号を言ってください。

7番委員 8番、9番。いいですか。

議長 はい。

7番委員 3ページです。〇〇というところなのですけれども、私のパトロール経由の道路の面したところなので、何を作地したのだかな、草が一本も生えていないように整備されていました。特にだから問題はございませんが、近隣の人とたまたまちよっと会話をしてしまったのですけれども、その人は恐らく管理が悪い太陽光のところを見ているので、そういう懸念があったのかもしれないのですけれども、道路まで草がもうはみ出してしまっていて、通学路なのだけれども、まずどうしようもないので、区長にも相談したのだけれどもという話の中で、太陽光でなければいいのだけれどもなという声が聞こえてきました。
以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の1番と16番をお願いします。

まず最初に、1番ですけれども、この土地は、周囲、住宅と太陽光施設に囲まれています。譲渡人の裏側に位置している畑です。北西に畑、北東には水田耕作放棄地があります。店舗、それから住宅転用により耕作に影響はないかと考えます。審議の参考にしてください。

それから、16番です。先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、この土地は既に許可申請されて、5月の26日ですか、現地写真4枚が添付された案件です。実際に現場を確認しましたところ、もう既に太陽光施設が設置されていて、稼働している状態でした。

以上です。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の6番と7番と13番です。6番の申請地は、南側は宅地、西側が市道を挟んで宅地、それから北側は崖になって山林になっておりまして、東側は草を刈ってあって、農地なのですけれども、手入れをしてある農地となっております。この周囲の関係を見ますと、営農に与える影響というのは皆無と思われまますので、審議の参考としてください。それから、7番です。7番の申請地は、これは南側と北側が市道になっておりまして、東側は木々の茂った宅地となっております、西側は既にもう太陽光発電設備が設置されております。農地等に与える影響はないと考えますので、ご審議のほどをお願いします。

それから、次のページの13番の申請地ですが、これは北側がやはり草刈りをしてある農地になっておりまして、東側は宅地、西側は森林、南側はちょっと崖下に小農地がありますが、特にこれも周辺農地に与える影響はないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番と4番と12番ですが、3番については〇〇南なのですが、南の駐車場と駐車場の間の土地でございませう。特にこれは3種農地ということで問題はないと思ひます。

また、4番ですが、4番については、〇〇南、〇〇信号から30mぐらいの土地でございませう。これについては、住宅と住宅の中の土地で、もう農地というよりは住宅地という中の土地でございませう。また、始末書がついておるので、特に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、12番でございませうが、12番については、〇〇の西方100mぐらいの土地でございませう。この土地でございませうが、南方は雑木が生えており、また右片は梅林があり、一角下がった土地でございませう。これも3種農地ということで、問題はないと思ひますので、参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条の5番です。この土地は、住宅地の駐車場とほとんど同じような状態になっておりませう。そして、段差というのはほとんどなく、そこに一応木が、柿の木とゆずか何かが植わっていたかな。それで北側と東側、

そちらにちょっと田んぼがあるのです。その周りはいわゆる排水路が流れていまして、そこにはコンクリで住宅と同じときに造ったのかな。高さが約1.5 mぐらいの高さの場所です。そこでフラットの状態で駐車場として利用するわけですけれども、ほとんど周りの田んぼへの影響はございませんので、審議の対象にさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに。

5 番。

5 番委員 5 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 11 番なのですが、この土地は〇〇地区のメイン道路に面しておりますが、両側は元宅地だったので、現在は原野という形になっておりまして、また北側においては竹林になっておりまして、その竹がもう全域に前のほうに出てきているので、実際に農地としてはもう使えないという状態であります。審議の参考にさせていただきます。

議 長 6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 3 号の農地法第 5 条の関係の 14 番になります。こちらのほうなのですが、北斜面になっておりまして、南側が太陽光になっています。北側は畑になっておるのですが、何ら問題ないと思われまして。土地自体ももう何年も耕作していないような感じで、雑木が生えているような状況であります。審議の参考にさせていただければと思います。

以上です。

議 長 ほかに。

14 番。

14 番委員 14 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の関係の申請の 2 番と 15 番になります。

2 番は、農地には全然接触しておりませんで、何ら影響はないと思われまして。それと、15 番は、これも市道と挟まれまして、左右に宅地になっています。特に問題はないと思われまして。よろしく申し上げます。

議 長 1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 10 番、太陽光発電ということでございますけれども、先日現地調査をしていただきまして、周りの田んぼにも影響はないと思われまして、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

委員 なし。
なければ、打ち切ります。
ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したい
と思います。
なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。
議長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から10番の5件、
併せて計画変更1番の計6件、3班に11番から16番の6件、以上合計17
件を付託します。
これより書類審査のため、暫時休憩とします。
なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:37)

(書類審査)

(再開午後 3:03)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
それでは、議案第1号に対する書類審査結果について審査班からの報告を求め
ます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第1号、農地法第5条関係(保留分)は、
1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準の審査をした結果、審査表に示
したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しない、また申請書類及び
提出書類に不備がない、また農地法上では違反していないことであり、よって
許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第1号、農地法5条関係(保留分)は、2
番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示
したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全
て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）は審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、1番から2番になります。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、3番、4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、5番から7番です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から16番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定につい

てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、相続税納税猶予に関する適格者の認定について。下記の者より租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願が提出されたので審議願いたい。

令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議長 説明が終わりました。

本案について適格認定願出人の地元委員に事前に申請地の調査をお願いしてありますが、その結果を報告願います。

17番委員。

17番委員 1番の相続人は、これは〇〇で、2番が〇〇になります。〇〇は現在〇〇のほうにお住まいですが、この畑は現在〇〇が家庭菜園として耕作されております。一部作業小屋になってはいますが、それに対しての始末書が添付されています。2番の案件に関しましては、〇〇が5年間ぐらいもう耕作できていなくて、この〇〇、〇〇さんなのですけれども、この方と〇〇とこの方の〇〇とで既に耕作を継続してされていますので、こちらの申請は適正であると考えます。

議長 報告が終わりました。

質問のある方はお願いします。

どうぞ、3番。

3番委員 3番です。すみません、この2番なのですけれども、田ということで相続するのですけれども、田として使っているのですか。

17番委員 田として使っています。

3番委員 使っていますか。

17番委員 使っています。

3番委員 それだけ確認します。すみません。

17番委員 これは区域内ではない。改良区域内ではない。

3番委員 区域内だと思うのですけれども。

17番委員 区域内。〇〇の反対側。

3番委員 そこは区域内です。

17番委員 区域内ですか。そうですか。あれもう耕作しています、実際に。

3番委員 それだけ確認したかったので。

17番委員 田として耕作しています。

議 長 ほかにありますか。
なければ打ち切ります。
お諮りします。本案について願出のとおり適格者と認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定については、届出を受理することと決定しました。
すみません、先ほどの議案第3号の関係で、2班から報告漏れがありましたので、訂正して併せて報告をお願いします。
2班。

2班班長 それでは、計画変更が6ページに1件ございましたので、追加分を入れてもう一度報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

13番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件、それと計画変更は1件、5ページにあります。以上、審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 それでは、説明内容が先ほどと変わりましたので、改めまして議案第3号に対する採決を行いたいと思います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を再度お願いします。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、日程第7、議案第5号、保安林指定に伴う農業委員会の意見についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、保安林指定に伴う農業委員会の意見について。下記農地における森林法第25条による保安林の指定について意見照会を受けたため、次のとおり協議を行ったことを報告いたします。

令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議長 報告が終わりました。

報告について質問等がありましたらお願いします。

15番。

15番委員 一応私の管轄、うちのそばなものですから、見てきましたけれども、現状は直径30cmから40cmぐらいの杉の立ち木も何本かあるような農地です。特にここを砂防堰堤、重力式か何だか知らないけれども、造るというので、これは問題ないかと思います。

以上です。

議長 砂防ダムの写真は配ってある。

事務局 はい、一応写真は配ってあります。

議長 昔で言う砂防ダムですよ。

15番委員 砂防堰堤です、重力式の。

議長 それを造るということで、一応地元の農業委員会として了承が欲しいという県からの意見なので。

それでは、お諮りします。本案について、事務局報告のとおり意見なしと回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、保安林指定に伴う農業委員会の意見については事務局報告のとおり意見なしとし、群馬県へ回答することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、農地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和7年10月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ1、中間管理権設定関係記載の1番から13番及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1番から8番記載の計21件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

す。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委 員

なし。

議 長

なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第11回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時24分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年10月27日

安中市農業委員会会長

8番委員

9番委員